

北九州市重層的支援体制整備事業実施計画

(計画期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日)

令和8年3月

北九州市

目次

1 計画の概要

- (1) 重層的支援体制整備事業の実施目的・・・・・・・・・・ 1
- (2) 重層的支援体制整備事業とは・・・・・・・・・・ 2
- (3) 北九州市重層的支援体制整備事業実施計画策定の趣旨・・・・・・・・ 3

2 これまでの北九州市の取組み

- いのちをつなぐネットワークについて・・・・・・・・・・ 4

3 事業の基本方針

- 重層的支援体制整備事業といのちをつなぐネットワークについて・・・・・・・・ 6

4 具体的な取組み

- (1) 重層的支援体制整備事業の支援メニュー・・・・・・・・・・ 7
 - ① 包括的相談支援
 - ② 参加支援
 - ③ 地域づくりに向けた支援
 - ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援
 - ⑤ 多機関協働
- (2) 会議体・・・・・・・・・・ 12
 - ① 重層的支援会議
 - ② つながりづくり会議

5 関係機関との協働について・・・・・・・・・・ 13

6 北九州市における重層的支援体制整備事業の事業目標・評価指標・ 15

1 計画の概要

(1) 重層的支援体制整備事業の実施目的

近年、少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加などの影響で人と人との「つながり」が希薄化しており、その結果、地域で孤立してしまい「生きづらさ」を感じている人が増えています。

また、そういった方々が抱える生活課題についても、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど複雑化・複合化し、単独の支援機関では対応が難しくなっているケースもあり、専門職や支援団体も「支援しづらさ」を感じています。

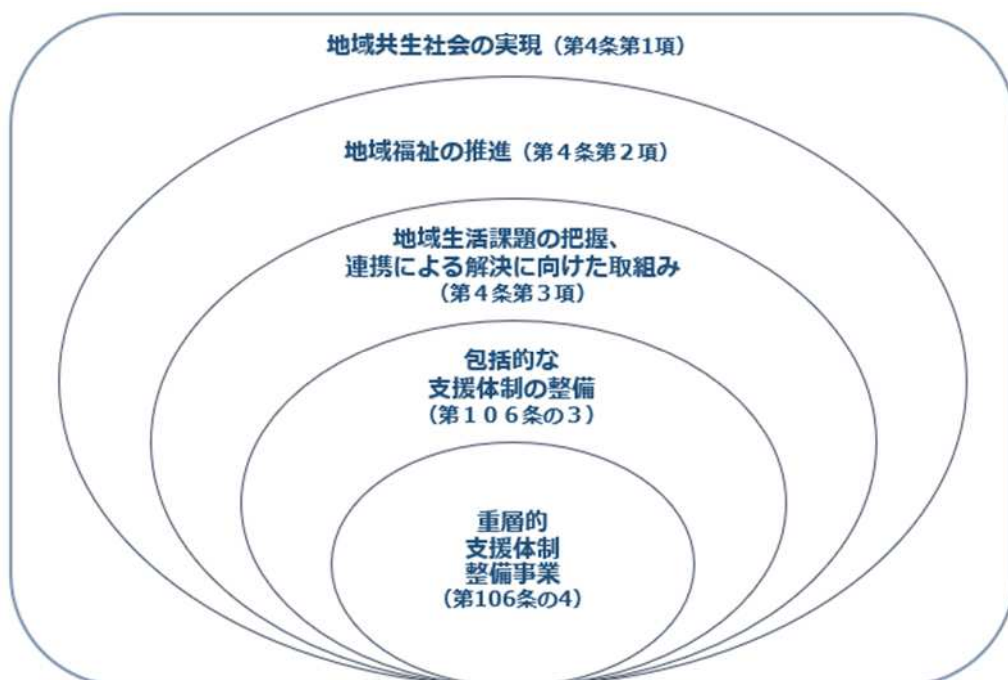
こうしたなか、国は制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目標としています。

この「地域共生社会」の実現のためには、地域課題の解決に資する支援が包括的に提供される「包括的な支援体制」の構築が必要になります。

そこで、こうした制度や組織に関する「支援しづらさ」を少しでも改善し「生きづらさ」を抱える人の生活を支援していくため、包括的な支援体制を整備する施策である「重層的支援体制整備事業」が社会福祉法に規定されました。

北九州市においては、支援を必要とする人が社会的に孤立することなく、必要な支援を受けることができ、人と人との「つながり」を実感することができる地域共生社会の実現を目的として重層的支援体制整備事業を実施してきましたが、これをさらに適切かつ効果的に進めるため、北九州市重層的支援体制整備事業実施計画（以下、本計画）を策定し、これに則して事業を実施することとしました。

「重層的支援体制整備事業」の社会福祉法上の位置づけ

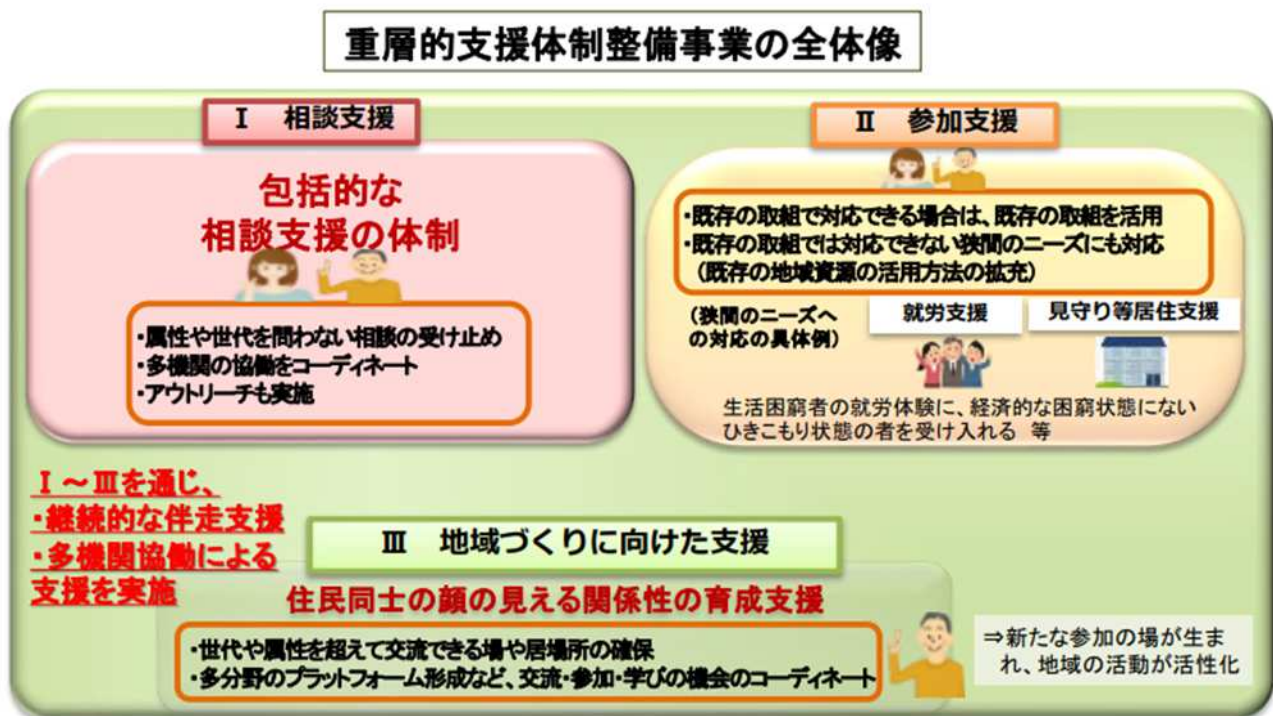


(2) 重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の4に規定された事業であり、これまで実施してきた相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、介護・障害・子育て・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するものです。

また、重層的支援体制整備事業は、既存の支援機関や専門職の「つながり」によって支援の負担を軽減しながら、地域の人と人との「つながり」によって地域の支援力を引き上げ、効果的に住民を支援していくための事業です。

具体的には、住民の交流の機会や住民同士の見守りといった「地域づくり」と専門の支援機関等による「個別支援」の両輪で、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される包括的な支援体制を整備し、地域共生社会を実現するために行います。



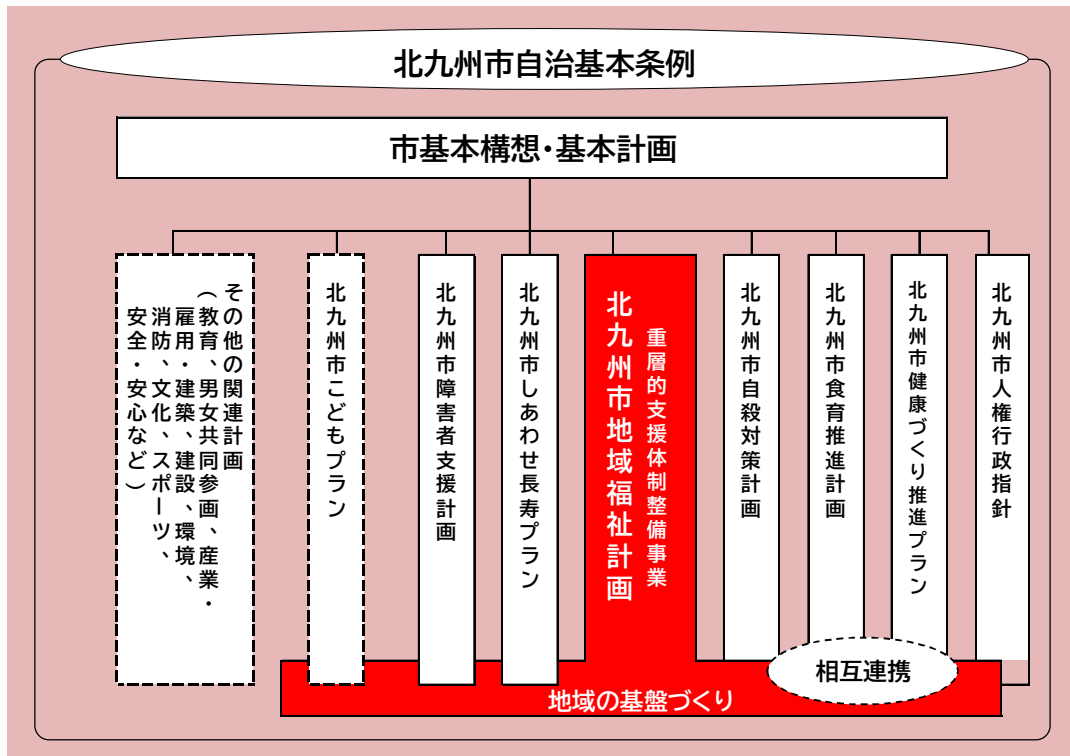
令和6年11月26日 地域共生社会の在り方検討会議（第6回）資料

「包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業の課題と今後の方向性について」より

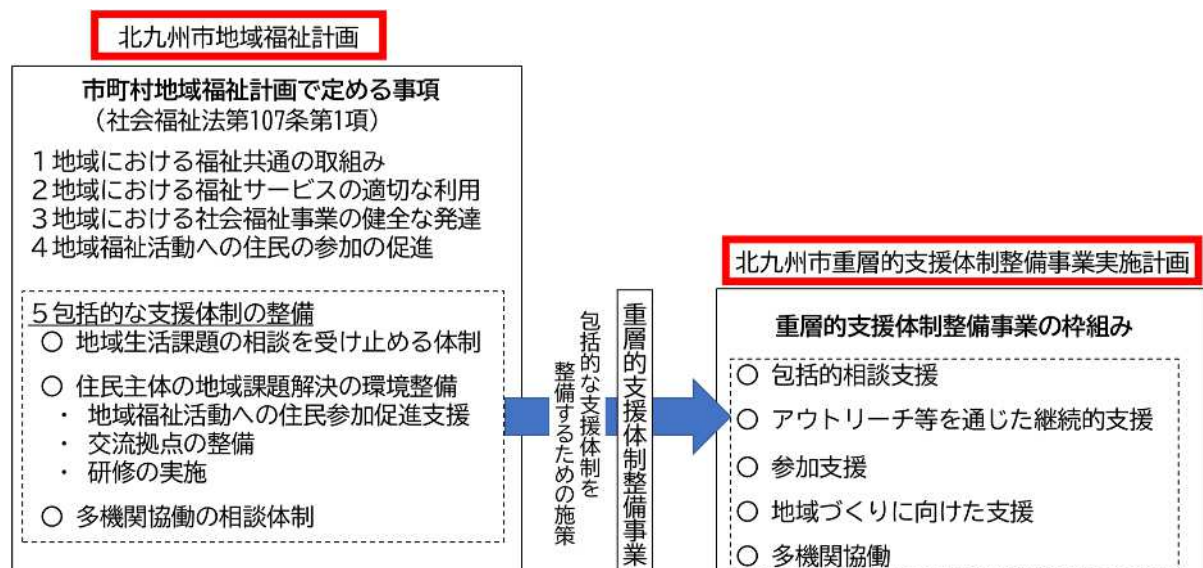
(3) 北九州市重層的支援体制整備事業実施計画策定の趣旨

本計画は、重層的支援体制整備事業の実施にあたり、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、事業の提供体制に関する事項等を定める計画として策定するものです。

また、本計画は地域福祉計画及び分野別計画である「北九州市しあわせ長寿プラン」「北九州市障害者支援計画」「北九州市こどもプラン」などとの調和と綿密な連携を図っています。



なお、本計画は、「北九州市の地域福祉2021～2025」（北九州市地域福祉計画）基本理念「地域の特性を生かした 地域共生のまちづくり」の取り組みを具体的に規定するものであることから、両計画を一体的なものとして位置付けており、計画期間は原則地域福祉計画に合わせるものとします。



2 これまでの北九州市の取組み

●いのちをつなぐネットワークについて

いのちをつなぐネットワークとは、民生委員・児童委員、福祉協力員や自治会・町内会などの地域団体、市民と接する機会のある民間企業などのネットワークにより、高齢者をはじめ、支援を必要としている人が社会的に孤立することがないように地域全体で見守り、必要なサービスなどにつなげていくための取組みです。



いのちをつなぐネットワークでは「地域での見守り・支援体制」を強化・充実するために、「見つける」「つなげる」「見守る」を合言葉に活動を行っています。



また、北九州市では、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、自治会などの地域団体や地域福祉の関係者に加え、広く民間企業などが参加して、市民全体での見守りを進めています。

いのちをつなぐネットワーク事業 見守り部会協力会員

令和7年12月時点 87社

ライフライン	九州電力(株)、西部ガス(株)など	
新聞・マスコミなど	北九州読売会、北福朝日会、毎日新聞北福連合会など	
郵便・宅配など	日本郵便(株)、ヤマト運輸(株)、佐川急便(株)	
飲食・生活に関するサービス	エフコープ生活協同組合、北九州ヤクルト販売(株)、中央福岡ヤクルト販売(株)、セブン・イレブンジャパン、(株)ファミリーマート、(株)ローソン、山崎製パン(株)、(株)ビッグベアーズフーズサービス、けんたくん、布亀(株)、(株)アクティブ・ライフ・サポートなど	
住まい関連	住宅供給公社、UR都市機構、北九州マンション管理支援機構、(株)不動産中央情報センター、日本ハウズイング(株)、総合警備保障(株)など	
金融機関など	福岡ひびき信用金庫、三井住友海上火災保険(株)、住友生命保険相互会社など	
ボランティア・団体	北九州市民生委員児童委員協議会、北九州市自治会総連合会、認知症・草の根ネットワークなど	
関係機関	北九州市医師会、福岡県弁護士会、福岡県警察など	

【いのちをつなぐネットワーク創設の背景】

北九州市では、平成17年1月に八幡東区、平成18年5月に門司区、そして平成19年7月に小倉北区で、家族や地域から孤立した状態での孤立死が相次いで発生し、このことが、生活保護行政との関係で大々的に報道され、「冷たい行政」との印象を全国に発信する結果となりました。

こうした事態を受けて、平成19年5月に設置した「北九州市生活保護行政検証委員会」はこれらの孤立死事例を検証し、同年12月に最終報告書を提出し、この中で、孤立死の問題が生活保護だけでは解決できないことや、高齢者だけの問題ではないことなどが考察され、孤立死対策や地域づくりの取組みの早急な充実が提言されました。

北九州市は、最終報告書で示された「八幡東区、門司区、小倉北区の事例の検証」や「生活保護行政全般についての考察」、「提言」などを踏まえ、今後の保健福祉行政の指針を定めました。

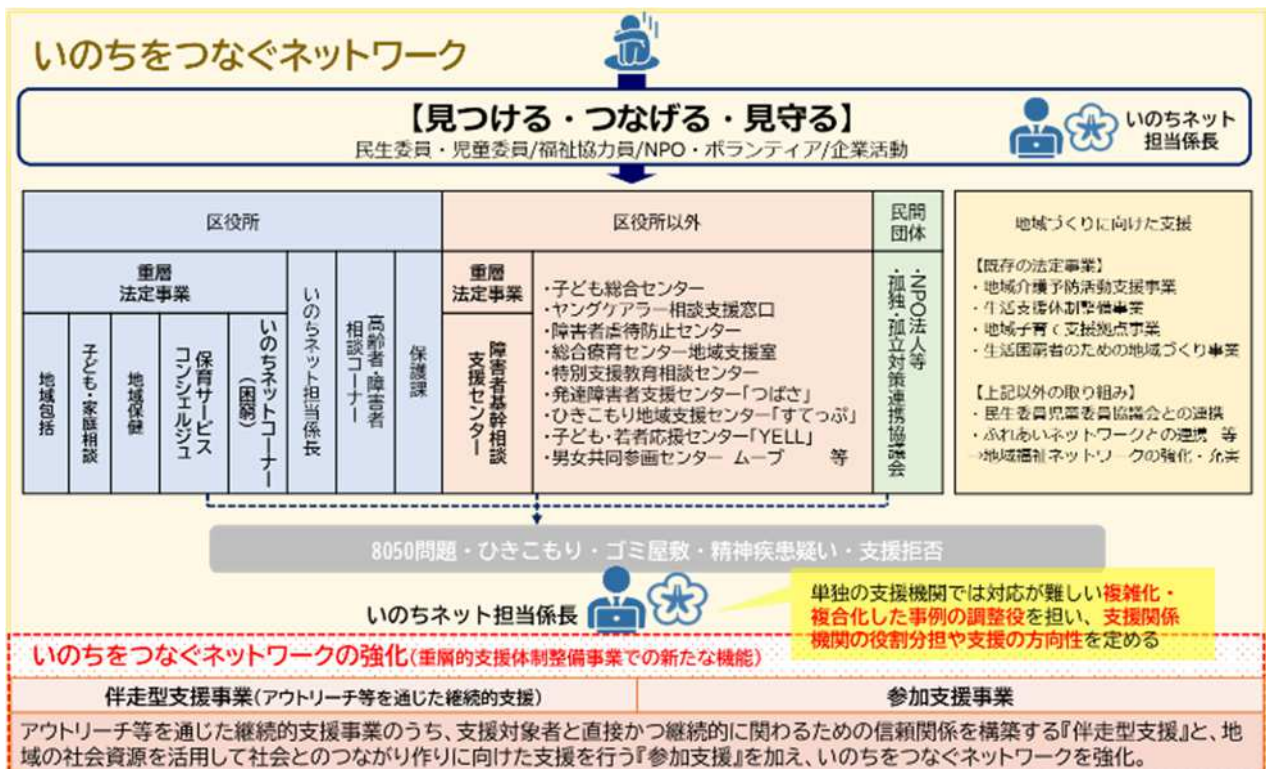
この中で、市民が家族や地域から孤立し、様々な制度やサービスを受けられない状態で死に至ることがないように、すべてのいのちを大切にするという強い信念のもと、行政として地域を支援する新しい仕組み「いのちをつなぐネットワーク」を平成20年度から進めることとしました。

3 事業の基本方針

●重層的支援体制整備事業といのちをつなぐネットワークについて

北九州市においては、地域共生社会の実現に向け、これまで取り組んできた「いのちをつなぐネットワーク」を北九州市における「重層的支援体制整備事業」として位置づけ、いのちをつなぐネットワークに、支援が必要な方に対し関係づくりから寄り添った支援をする「アウトリーチ等を通じた継続的支援」（伴走型支援）、身近な場所での“つながりの場”づくりの支援をする「参加支援」を付加し、強化・充実していくことで、重層的支援体制整備事業を展開します。

また、重層的支援体制整備事業の実施は、孤独・孤立対策の推進にも資するものであり、北九州市における孤独・孤立対策は、「いのちをつなぐネットワーク（重層的支援体制整備事業）」を強化・充実することで、孤独・孤立の問題や、そこから生じ得る更なる問題に至ることを防ぐ予防の観点からの取組みを推進します。



4 具体的な取組み

(1) 重層的支援体制整備事業の支援メニュー

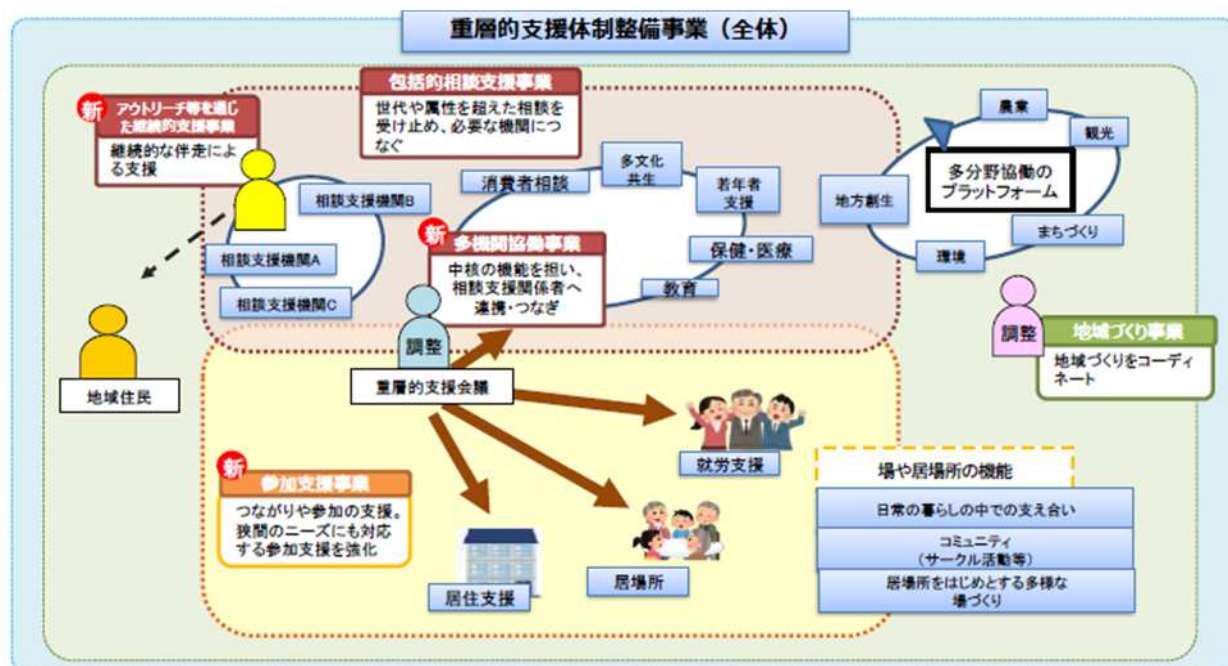
重層的支援体制整備事業には、以下のようなメニューがあります。

・「属性を問わない相談支援」

※包括的相談支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援（伴走型支援）、多機関協働

・「参加支援」

・「地域づくりに向けた支援」



出典：厚生労働省「重層的支援体制構築推薦人材養成研修資料」より

① 包括的相談支援

包括的相談支援は、社会福祉法第106条の4第2項第1号に規定されており、以下のような取り組みを行います。

- ・相談者の属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。
- ・支援機関のネットワークで対応する。
- ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ。

法定の包括的相談支援事業者として、北九州市には以下のものがあります。

機関名	内容	北九州市での事業名と所管課
【介護】 地域包括 支援センター	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、高齢者の保健・医療・福祉・介護に関する幅広い相談に応じ、必要な助言や支援を行う	・地域包括支援センター運営事業 [保健福祉局長寿社会対策推進室] ・高齢者あんしん法律相談事業 [保健福祉局長寿社会対策推進室] ・高齢者住宅相談事業 [保健福祉局長寿社会対策推進室] ・排泄ケア支援事業 [保健福祉局介護イノベーション推進室]

		・高齢者支援のための地域づくり事業 【保健福祉局長寿社会対策推進室】 ・高齢者の虐待防止事業 【保健福祉局長寿社会対策推進室】 ・北九州市高齢者支援と介護の質の向上 推進会議 【保健福祉局長寿社会対策推進室】
【障害】 障害者基幹 相談支援 センター	障害の種別にかかわらず、心身の障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人（障害者手帳を取得していない場合や、難病の人も含む）やその家族、支援者等の様々な相談を受け付ける	・障害者相談支援事業 【保健福祉局障害者支援課】
【子育て】 子ども・家庭 相談コーナー等	子どもや家庭に関するあらゆる相談をひとつの窓口で受け、必要なサービス・支援へとつなぐ総合的な相談窓口	・保育サービスコンシェルジュ事業 【子ども家庭局こども施設企画課】 ・利用者支援事業 （こども家庭センター型） （妊婦等包括型相談支援事業型） 【子ども家庭局子育て支援課】
【生活困窮】 いのちをつなぐ ネットワーク コーナー	様々な理由で経済的に困っている人の相談を受け、各種関係機関と連携しながら、共に考え、それぞれの状況に応じた支援を行う	・生活困窮者自立支援事業 【保健福祉局地域福祉推進課】

また、法定の包括的相談支援事業者以外にも、相談支援を実施する機関は、生活保護の窓口、子ども総合センター、学校、民生委員児童委員協議会など様々あります。

②参加支援

参加支援は、社会福祉法第106条の4第2項第2号に規定されており、以下のような取り組みを行います。

内容	実施主体
・支援対象者のニーズを踏まえた社会資源との丁寧なマッチングと社会参加に向けた支援のためのメニュー作りを行う（資源開拓・マッチング）。そのため、個別支援の有無にかかわらず、日頃から地域へ働きかけを行い信頼関係を構築したり、新たな資源の開拓に取り組む。 ・支援対象者に対する定着支援と受け入れ先（企業など）への支援を行う（定着支援・フォローアップ）	・いのちをつなぐネットワーク 担当係長 （各区保健福祉課） ・参加支援事業者 ※業務委託

（参加支援事業の支援事例）

- ・ 誰との交流もなくゴミであふれた家に住む单身の方について、地域の食事会に連れ出すことで、月に数回食事会にいる知人と昼食を一緒にとるようになった。
- ・ 就労経験のない单身の方について、伴走型支援で関係構築を続けたのち、金銭管理の支援を通じて一般就労に結び付いた。

③地域づくりに向けた支援

地域づくりに向けた支援は、社会福祉法第106条の4第2項第3号に規定されており、以下のような取り組みを行います。

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する。
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。
- ・地域における活動の場を形成し活性化を図る。

法定の地域づくり事業として、北九州市では以下のような取り組みが行われています。

法定事業	内容	北九州市での事業名と所管課
【介護】 地域介護予防 活動支援事業	・年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市町村が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的とする。	・介護支援ボランティア事業 【保健福祉局介護保険課】 ・地域介護予防活動実践者支援事業 【保健福祉局長寿社会対策推進室】 ・住民主体による生きがい・健康づくりの場推進事業 【保健福祉局地域福祉推進課】 ・高齢者いきがい活動支援事業 【保健福祉局長寿社会対策推進室】
【介護】 生活支援体制 整備事業	・元気な高齢者をはじめとする多世代の地域住民が担い手として参加する住民主体の活動団体、地域運営組織、特定非営利活動法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センター、介護サービス施設・事業所、老人クラブ、家政婦（夫）紹介所、商工会、民生委員等の多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していくことを目的とする。	・生活支援体制整備事業 【保健福祉局地域福祉推進課】
【障害】 地域活動支援 センター事業	・障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。	・地域活動支援センター事業 【保健福祉局障害者支援課】
【子育て】 地域子育て支 援拠点事業	・少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。	・地域子育て支援センター事業 【子ども家庭局こども施設企画課】 ・親子ふれあいルーム運営委託 【子ども家庭局こども若者成育課】 ・親子ふれあいルーム運営事業 【子ども家庭局こども若者成育課】
【生活困窮】 生活困窮者 支援等のため の地域づくり 事業	・地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行うこと通じて、身近な地域における共助の取り組みを活性化させ、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	・小地域福祉活動支援事業 【保健福祉局地域福祉推進課】

④アウトリーチ等を通じた継続的支援（伴走型支援）

アウトリーチを通じた継続的支援は、社会福祉法第106条の4第2項第4号に規定されており、以下のような取り組みを行います。

- ・支援が届いていない人に支援を届ける。
- ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける。
- ・支援対象者との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。

北九州市におけるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業では、

- ①支援対象者を見つけるために支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築する「いのちをつなぐネットワーク」と、
- ②本人とのつながりづくりに向けた支援を行う「伴走型支援事業」を実施します。

		支援内容		北九州市の重層的支援体制整備事業
継続的支援事業 アウトリーチ等を通じた	いのちをつなぐネットワーク	支援関係機関や地域住民等を通じた情報収集	潜在的なニーズを早期に発見するために、支援関係機関や、地域住民等と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を抱えた人を把握する	・いのちをつなぐネットワーク 担当係長 (各区保健福祉課) ・伴走型支援事業者 ※業務委託
		事前調整	本人に同意を得る前の支援として、支援関係機関等からの情報収集や、見守り等の支援ネットワークの構築、本人と関わるためのきっかけ等を入念に検討する	
	伴走型支援事業	関係性構築に向けた支援	本人やその世帯とのつながりを形成するために、手紙を置いたり、メールやチャット等でのやりとり、支援等の情報のチラシ等で情報提供するなどの継続的な対応を行う。	・いのちをつなぐネットワーク 担当係長 (各区保健福祉課) ・伴走型支援事業者 ※業務委託
		家庭訪問や同行支援	本人と出会えた後も、自宅から出ることが困難な者や他の支援関係機関等につながることが困難な場合に、自宅への訪問や、必要な支援機関への同行支援などの支援を行う。	

（支援事例）

- ・支援拒否で玄関ドアを開けてくれない方に対し、伴走型支援で訪問（玄関ドアに手紙を挟む）を継続、玄関ドアを開けてくれるようになり、支援を受け入れるようになった。
- ・収入のない单身の方に対し、伴走型支援で訪問を続け本人との関係性を構築、年金事務所や銀行への同行支援を行い年金の繰り上げ受給が可能となった。
- ・収入がなく生活が困窮している方に対し、伴走型支援で訪問を続け本人との関係性を構築、当初拒否的であった生活保護の受給に結び付いた。

⑤多機関協働

多機関協働は、社会福祉法第106条の4第2項第5号に規定されており、以下のような取組みを行います。

- ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する。
- ・支援関係機関の役割分担を図る。

北九州市においては、いのちをつなぐネットワークの取組みにおいて、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例や、属性別の相談支援機関に属さない事例については、いのちをつなぐネットワーク担当係長につないで、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行っていました。

そこで、北九州市では、いのちをつなぐネットワーク担当係長が、多機関協働事業の主体となって、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めます。

また、役割分担や支援の方向性の検討に当たっては、社会福祉法に基づく支援会議（本人同意がない場合）や、厚生労働省通知に基づく重層的支援会議（本人同意がある場合）を開催し、区役所の相談支援機関など行政内部の関係部署のほか、日頃本人やその世帯に関わっている支援関係機関等、多くの関係機関・関係者により、必要な支援体制の検討を行います。

(2) 会議体

北九州市では、既存の各制度では対応が困難な、複雑化・複合化した課題を抱える世帯について、課題解決に向けた検討、情報共有等を行うため、以下の会議を開催しています。

これらの会議は、議長を福祉事務所長、庶務を多機関協働事業者であるいのちをつなぐネットワーク担当係長が務めており、支援が必要な方に対する支援方法の検討などを行っています。

①重層的支援会議

個人情報をも機関で共有することに対し、支援対象者から同意を得られているケースについて、支援プランの適切性の協議や終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討などを行います。

②つながりづくり会議 ※社会福祉法第106条の6に規定された「支援会議」

個人情報をも機関で共有することに対し、支援対象者から同意を得られていないケースについて、早期の支援体制の確立を目指して、気になるケースの情報提供・情報共有、見守りや支援方針の検討などを行います。

	個人情報の共有について本人同意があるケース		個人情報の共有について本人同意がないケース
	重層的支援会議		つながりづくり会議（支援会議）
設置根拠	・厚生労働省 自治体事務マニュアル ・厚生労働省 多機関協働事業等実施要綱 など ・北九州市重層的支援会議設置要綱		・社会福祉法第 106 条の 6 ・重層的支援体制整備事業における支援会議設置要綱
議長 事務局長 庶務	・議長 福祉事務所長 ・事務局長 保健福祉課長 ・庶務 いのちをつなぐネットワーク担当係長		・議長 福祉事務所長 ・事務局長 保健福祉課長 ・庶務 いのちをつなぐネットワーク担当係長
関係機関との 個人情報共有	・本人の同意が必要 ・法に基づく罰則規定なし		・本人の同意がなくても可能 ・支援会議における情報等の提供は、個人情報保護に関する法令、その他の法令による守秘義務に違反しない。 ・第三者へ秘密を洩らした場合の罰則あり。（一年以下の懲役又は百万円以下の罰金）
目的	・プランの適切性の協議 ・支援提供者によるプランの共有 ・プラン終結時等の評価 ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討		・気になる事案の情報提供・情報共有 ・見守りと支援方針の理解 ・緊急性がある事案への対応
開催頻度	・概ね、月 1 回 ※案件に応じて随時開催だが、生困事業の支援調整会議等の既存会議の後会議として開催することが一般的		・概ね、月 1 回 ※案件に応じて随時開催だが、生困事業の支援調整会議等の既存会議の後会議として開催することが一般的
出席者	必ず出席	議長（保健福祉担当部長）/事務局長（保健福祉課長）/ 多機関協働事業（いのちネット担当係長）/伴走型支援事業者/参加支援事業者	
	ケース内容に応じて出席	包括的相談支援事業者/地域支援コーディネーター（社協）/地域の関係者/医療関係者/ 世帯関係者/その他相談支援機関/その他行政機関/その他社会資源	

5 関係機関との協働について

北九州市では、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりや地域全体の機運の醸成を図りつつ、行政と NPO 等の関係団体が連携・協働し、孤独・孤立対策の取組みを推進するためのプラットフォームとして、「北九州市孤独・孤立対策等連携協議会」（以下、協議会）を令和4年2月に全国に先駆けて設置し、支援機関間のネットワークづくりに取り組んでいます。

また、協議会では、

- ① 行政・支援者同士がつながり、連携を深め、支援活動の輪を広げる。
- ② お互いの「組織、目的、事業内容、団体の強み、困っていること」等を連携できるレベルまで知る。

ことを目指し、各団体の事例発表や、ケーススタディなどを通じて情報を共有するとともに、行政・支援者同士の連携を深め、支援活動の輪を広げるための場となるような内容で開催しています。

北九州市孤独・孤立対策等連携協議会 加入団体 (令和8年3月1日現在)

	団体等の名称	分類
1	NPO 法人 老いを支える北九州家族の会	高齢者
2	社会福祉法人 北九州いのちの電話	自殺防止
3	公益財団法人 北九州国際交流協会	外国人
4	北九州シェルター	女性
5	社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会	地域福祉
6	北九州市障害者基幹相談支援センター	障害
7	北九州市ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」	ひきこもり
8	一般財団法人 北九州市母子寡婦福祉会	ひとり親
9	公益財団法人 健和会	医療
10	社会福祉法人 グリーンコープ	生活困窮
11	子ども食堂ネットワーク北九州	食料支援
12	子ども・若者応援センター YELL	子ども・若者
13	一般社団法人 コミュニティシンクタンク北九州	地域づくり
14	NPO法人 チャイルドライン北九州	子ども・若者
15	認知症・草の根ネットワーク	高齢者
16	NPO法人 フードバンク北九州ライフアゲイン	食料支援
17	福岡県協力雇用主会	再犯防止
18	NPO法人 抱樸	生活困窮

【北九州市孤独・孤立対策等連携協議会の取組みについて】

北九州市孤独・孤立対策等連携協議会では、令和4年2月から令和7年10月までの間に計11回の会議を開催し、以下のような取組みを行ってきました。

- ・各団体の活動内容等についての紹介、団体間での意見交換
- ・お悩みハンドブックの紹介
 - ※お悩みハンドブック…簡単な質問に答えるだけで、その軽減や解決に役立つ情報を簡単に集めることができるウェブサイト。
- ・加入団体による講演・ケース発表・ケーススタディ
- ・北九州市における孤独・孤立の実態調査の結果について説明
- ・本協議会構成団体の支援現場視察及び体験の実施（バスツアー）
- ・超高齢社会体験「コミュニティコーピング」の実施
 - ※コミュニティコーピング…人と地域資源をつなげることで「社会的孤立」を解消する「超高齢社会体験ゲーム」
- ・フードサポート北九州について説明
 - ※フードサポート北九州…課題を抱える人に対し、食料支援を契機に、自立支援相談やNPOなどの相談支援につなげるとともに、地域の見守りネットワークにつなげる取組み。
- ・スタッフ交流会の実施

《参考1：支援現場視察及び体験の実施（バスツアー）の様子》



抱樸館北九州の見学



大谷市民センターのサロン見学



つきだテラスの見学



「超高齢社会体験ゲーム」の実施

《参考2：お悩みハンドブック》



6 北九州市における重層的支援体制整備事業の事業目標・評価指標

(1) 包括的相談支援

①介護：北九州市しあわせ長寿プラン（令和6～8年度）

評価指標	R 4実績	R 8目標
困ったときに助け合える人が近所にいる高齢者の割合	22.4%	30%

②障害：第7期北九州市障害福祉計画（令和6～8年度） 第3期北九州市障害児福祉計画（令和6～8年度）

評価指標	R 6実績	R 8目標
障害者基幹相談支援センターが行った地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	17件	20件

③子育て：北九州市こどもプラン（令和7～11年度）

評価指標	区分	R 6実績	R 11目標
「子育てが地域の人に支えられていると感じている」子育て当事者の割合	就学前児童保護者	46.8%	50.0%
	小学生保護者	57.7%	65.0%
	中高生保護者	49.6%	55.0%

④生活困窮

評価指標	R 6実績	R 8目標
生活困窮者自立支援事業における新規相談受付件数	2,625件	2,916件

※R8 目標は厚生労働省が設定しているK P Iに基づいて算出。

(2) 参加支援

評価指標	R 7実績 ※R7.12時点	R 8目標
対象者の社会参加に向けた活動件数	28回	増加

※R7年度からの新規事業のためR7年4月～12月の実績を記載。

(3) 地域づくりに向けた支援

北九州市地域福祉計画（令和3～8年度）

評価指標	R 1実績	R 8目標
協議体に取り組んでいる校区の数（累計）	55校区	増加

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援（伴走型支援）

評価指標	R 7実績 ※R7.12時点	R 8目標
伴走型支援の訪問件数	450回	増加

※R7年度からの新規事業のためR7年4月～12月の実績を記載。

(5) 多機関協働

評価指標	R 7実績 ※R7.12 時点	R 8目標
支援計画作成件数	1 3 件	2 0 件
支援に係る活動件数	2, 2 4 8 回	増加

※R 7年度からの新規事業のためR 7年4月～1 2月の実績を記載。

北九州市では、令和8年度の実績を踏まえて事業の評価をし、次期計画に向けて評価指標及び目標を見直すこととします。